

**令和7年度 大学教育再生戦略推進費
「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」Q & A**

1. 事業の背景・目的について

Q1-1. 「世界トップレベルの大学院教育」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

A. 「世界トップレベルの大学院教育」について明確な定義がある訳ではありませんが、本事業においては、世界各国から優秀な学生・研究者を呼び込むことができ、国際的な産学連携・共同研究等の環境が整い、世界水準の学術や実務の最前線を知る教員からの教育・研究指導によって、質の高い博士人材を多数輩出できる大学院で行われる教育を想定しています。

「世界トップレベル」や「世界水準」との表現について、何が、どの程度の水準にあるものを指すものであるかについては、様々な考え方があり得るものの、本事業への申請に当たっては、「世界トップレベル」の水準について、その水準・測定方法そのものについても、申請大学自らが規定・提示できることとしています。

なお、世界の大学と競争をしていく上では、論文数等の研究力のみならず、教育力・国際性・産業界との連携の程度、博士課程学生が全学に占めている割合等も重要な観点となっています。本事業は、国際ネットワーク構築や産業界との連携促進により、大学院教育の「質」を全学的に高めることを目標としており、ランキング等について直接意識しているものではありませんが、本事業によって、世界トップレベルの大学院教育を行う拠点として、海外からの評価(Reputation)も高めていくことも企図しています。

Q1-2. 「全学的な大学院改革」とは、何を意味するのか。

A. 文部科学省では、これまでも博士課程教育リーディングプログラムや卓越大学院プログラムにより、民間企業をはじめとする学外機関との連携を行い5年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、様々なセクターを牽引する高度な博士人材の育成を図る取組みの支援を行ってきました。

これらの事業によって、当該プログラムを実施している研究科では、企業との組織的連携による複合的で充実した指導体制を構築し、様々な教育改革を進めている一方、課題として「卓越大学院プログラム等の事業に参画していない研究科や専攻を含めた大学院全体としての教育体制の構築やシステム改革の一層の推進を図っていく必要」が長らく指摘されてきたところです。

こうした課題への対応を図るため、教育プログラムの構築にとどまらず、学長を中心とした責任あるマネジメントの下で、個々の部局だけでは解決困難な課題の解決に向けた全学的見地による大学院改革の取組そのものを支援するものとして本事業が構想されました。

「全学的な大学院改革」の意味するところとしては、全ての研究科・専攻等が大学院における改革の取組に参画することを念頭に置いています。

2. 申請対象・申請資格等について

Q2-1. 大学院の新設や、博士課程への変更認可手続中の大学は申請できないのか。

A. 令和7年4月1日現在において、博士課程が設置されている国公立大学が申請の対象となります。

Q2-2. 本事業で採択された後に、国際卓越研究大学としての認定を受けることとなった場合は、本事業からの支援は行わないとのことだが、国際卓越研究大学を介して大学ファンドからの資金が投入されることとなる大学についての扱いはどうなるのか。

A. 本事業における支援の対象については、国際卓越研究大学に認定されている場合は対象から除外されるため、当該大学自身が国際卓越研究大学ではない限り、原則として本事業の支援を受けることが可能です。なお、大学ファンドから国際卓越研究大学への助成金については、研究等体制強化計画に記載された国際卓越研究大学法第5条第2項第2号イからホに掲げる事業に関して助成されるものであるため、「国際卓越研究大学を介して大学ファンドからの資金が投入される」といった資金の動きは基本的には想定されないものと考えていますが、必要に応じて想定される状況の詳細とともに問い合わせてください。

Q2-3. 「事業責任者」は2名以上記載してもよいのか。

A. 「事業責任者」には、拠点構想の実現に中心的な役割を果たし責任をもつ者1名のみを記載してください。

Q2-4. 「事業責任者」は今後採用予定の者でもよいのか。

A. 「事業責任者」は、申請時点で当該大学の常勤の役員または教員である必要があります。

Q2-5. 申請資格における「収容定員充足率」の算出方法について、「修業年限超過学生」の取扱いはどうに考えるのか。

A. 本事業においては、収容定員充足率の算出にあたって、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に準拠して行うこととします。修業年限超過学生を控除する場合は、成績管理等に係る取組の概要や公表方法についての説明を記載した書面（様式不問）を作成し、別添資料として提出してください。

Q2-6. 「申請資格」の（設置関係）の区分に、「x）設置する学部のうち、…（略）…令和7年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である」とあるが、本事業における「申請事業の取組対象である」学部とは、こういったものが想定されるか。

A. 本事業は大学院を対象とする補助事業であるため、「申請事業の取組対象である」学部・学科というものは、直接的には想定されません。そのため、本事業では、個々の学科単位で収容定員充足率の基準を越えた超過が生じているかどうかではなく、学部段階全体として均した場合の充足率が、基準を越えていないかについて判断することを原則とします。

例外として想定される事例としては、学部・修士・博士課程を一貫したプログラムをこの事業を用いて設けようとする場合で、そのプログラムを置く学部・学科において、収容定員充足率の基準超過が生じている場合などが考えられます。

3. 大学院改革ビジョンについて

Q3-1. 本事業の予算発表資料においては、「10-15年後の大学院教育の姿とそこに至るプロセス・具体的取組等」を示す『大学院改革ビジョン』となっているが、公募要領では、「10年後の大学院教育の将来像及びその実現に向けたプロセスや具体的な取組内容等」を示す『大学院改革ビジョン』と「10年後」に限定されているのはなぜか。

- A. 「博士人材活躍プラン」で掲げた大目標は、15年後に当たる2040年をその達成時期として設定しており、本事業では、この大目標やその他の各指標の達成に寄与することも所期の目的の一つとしています。一方で、この大目標の達成に向けては、特に重要となる「今後10年先」について、より具体的かつ実現可能性の高い将来構想を各大学に検討して頂くことが重要であること、また、今後検討がなされる「第7期 科学技術イノベーション基本計画」の最終年度や、「知の総和答申」に基づく工程表・政策パッケージの射程範囲である「2035年」を、本事業でも一定の区切りとして位置付けていることから、「大学院改革ビジョン」では、10年後の大学院教育の将来像等を提示して頂くこととしています。なお、各大学の判断により、10年後の将来像に加えて、15年後や更に先の将来像も併せて設定することを妨げるものではありません。

Q3-2. 成果指標の「必須指標①」について、各年度の「入学者数」が、「内部進学」・「留学生」・「社会人」の合計数を下回ることも問題ないか。

- A. 必須指標①における「内部進学」・「留学生」・「社会人」は、それぞれ独立した内数（入学者数に対する）との扱いとなりますので、「入学者数」が上記3つのタイプの合計数を下回ることもあり得ます。

4. 申請書の作成について

Q4-1. 申請に当たり、補助金上限額まで計上しなければならないのか。

- A. 資金計画の策定に当たっては、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業の遂行に真に必要な経費を計上してください。審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査しており、明らかに過大な経費や不必要な経費を計上することは、審査に影響することとなります。

また、申請に当たっては、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更するということがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは問題ありません。）。

なお、特に初年度に人件費を計上する場合は、雇用可能性を十分に検討した上で計上ください。

Q 4－2. 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

- A. 「B. 実施計画」において計上する補助事業予定額に対して、補助金上限額の範囲内で補助金申請予定額を計上してください。この際、補助事業予定額が補助金上限額を上回る場合は、必ず自己負担予定額を計上してください（補助事業予定額が補助金上限額を下回る場合は、必ずしも自己負担予定額への計上を求めるものではありません。）。

ただし、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2／3に、最終年度は当初配分額の1／3に逡減させる予定であり、少なくともこれらの期間においては「自己負担予定額」への計上が必要となることに、ご留意ください。

5. 選定方法等について

Q 5－1. 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

- A. 公募締切後、速やかに申請大学名・大学院改革ビジョンの名称等を申請状況として文部科学省ホームページ等で公表します。また、選定された構想については、選定後も大学院改革ビジョンを含む申請書や事業実施状況等について、情報発信を図る予定です。

Q 5－2. 審査要項に記載されている各評価項目のそれぞれの点数配分はどうなっているのか。

- A. 評価項目のそれぞれの点数配分や、加算措置における加算の幅については、今後、委員会での審議の上で決定する予定です。

6. 拠点構想の実施と評価等について

Q 6－1. 中間評価や事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

- A. 中間評価及び事後評価の実施方法や評価基準については、今後、委員会での審議の上で決定し、追って連絡する予定です。

Q 6－2. 毎年度の進捗状況等に関するフォローアップとは何をするのか。

- A. 各大学が策定した大学院改革ビジョンの達成状況、各種取組みの進捗状況及び必須指標・任意指標を活用し、拠点構想全体の進捗状況に関して確認を行うものです。フォローアップの結果は評価に反映されることとなります。詳細は委員会において定め、別途公表します

7. 申請書等の提出について

Q 7－1. 様式の改変を行ってもよいのか。

- A. 申請書作成・記入要領において指定した様式で記入してください。

Q 7-2. 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

- A. 参考となるデータや図表は、基本的には事業ポンチ絵に挿入してください。ただし、様式 2 については、必要な範囲で図表を活用することが可能です。図表で用いるフォントのサイズや色についても読みやすさに留意して設定してください。

Q 7-3. 申請書を提出した後、不備や誤りが確認された際に差し替えることは可能か。

- A. 一度提出された申請書等の差し替えや訂正は認めません。このため、記載内容に誤り等がないかよく確認いただいた上、提出するようにしてください。

Q 7-4. 「【補足表】収容定員充足の状況（申請大学）」、「同・（連携大学）」において、秋入学など 4 月以外の時期の入学がある場合はどのように記載すればよいか。

- A. 原則は各年度の 5 月 1 日としておりますが、募集人員が明確に分けられる場合は行を分けて春入学と秋入学を分けて記載し、若干名など明確に分けられない場合は秋入学分の入学情報と合算した任意の時点での在籍者数・入学者数の数値を記載願います。その場合、「〇〇学部」と記載いただく箇所の下部（緑塗りセル部分）に「〇月入学を含む」「〇月〇日時点」などと補記願います。

8. 補助金の交付等について

Q 8-1. 他大学と連携した取組の場合、補助金はどこの大学に交付されるのか。

- A. 申請大学に交付します。連携大学へは、交付申請書に基づき、申請大学から分担金を配分してください。

Q 8-2. 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

- A. 補助事業の開始（補助金交付内定）は、令和 7 年 9 月上旬頃を予定しています。このため、申請書には令和 7 年 9 月以降に必要となる経費を計上してください。
その際、補助金交付内定前に実施した取組に対し、交付内定前に遡って経費を充当することはできませんのでご留意ください。

Q 8-3. 採択された次年度以降の補助金額の決定（内定）は、どのように行われるのか。

- A. 本補助金の配分については、委員会における毎年度のフォローアップ、評価に係る意見や、採択された拠点構想の申請額・採択件数や国の財政状況等を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、文部科学省が総合的に判断した上で決定します。

Q 8-4. 連携大学に対する人件費を支出することは可能か。

- A. 公募要領や「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和 5 年 3 月 28 日文部科学大臣決定）や「研究拠点形成費等補助金取扱要領」等の範囲内であれば可能です。

Q 8－5. 本補助金により教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

A. 事業実施期間途中で補助金の減額や打ち切り等が行われる可能性があるという前提のもと、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし、本補助金は会計年度を跨がって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金により支出すること
- ・ 退職金を支給する場合は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当することはできません）

Q 8－6. 本補助金により会議や意見交換会等に係る飲食代を支出する際に、注意すべき点はあるか。

A. 外部者（申請大学及び連携大学の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコール類は除く。）に係る経費であるため、一般参加者や学生・受講生への提供、また、申請大学・連携大学のみが出席する会議等への提供に係る支出は認められません。

加えて、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食に係る支出は認められません。

Q 8－7. 本補助金により学生への支援に充てることはできるか。

A. 学生に対する奨学金等の学資金の援助のための経費には使用できません。ただし、本事業により実施する取組として、学生が海外におけるインターンシップや共同研究、研修等を行う場合に必要となる交通費・宿泊費については、補助事業者が適切かつ明瞭に執行管理することを条件として、学内規程等に従って支出が可能です。

Q 8－8. 本補助金において間接経費は措置されないのか。

A. 間接経費は予算措置しておりません。